

成田市柔道協会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 名称は、成田市柔道協会（以下「本会」という。）

(事務局)

第 2 条 本会は、事務局を事務局員宅に置く。

2 本会は、一般社団法人成田市スポーツ協会に所属する。

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、柔道修行者の体力及び技術の向上と柔道精神の高揚及び底辺拡大を図り、もって柔道の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 柔道に関する研究・宣伝・啓発及び指導
- (2) 各大会、講習会等柔道に関する行事の実施
- (3) 指導者の養成
- (4) 一般社団法人成田市スポーツ協会との連絡並びに本会の組織強化
- (5) 体育功労者の表彰
- (6) 成田柔道教室における少年柔道の育成・強化
- (7) その他本会の目的達成のために必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員は、正会員及び準会員とする。

正会員・・・成田地区周辺で柔道の振興に携わる者で、継続的に年会費を納入できる者

準会員・・・成田地区周辺で第 2 章に掲げる事項に基づき柔道修行中の小・中・高校・大学生

(入・脱会)

第 6 条 本会の入会については、第 2 章に掲げる事項に同意できる者で随時受け付けるものとする。

2 本会の脱会については任意とし、年度内であってもこれを妨げない。但し、本会の会員としてふさわしくない場合は、理事会の議決により本人の意思にかかわらず脱会させられるものとする。

第4章 役員

第7条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 名誉顧問 若干名
- (7) 顧問 若干名
- (8) 柔道教室 代表1名 コーチ 若干名
- (9) 一般社団法人成田市スポーツ協会理事

(会長・副会長)

第8条 会長及び副会長は、理事会で推薦し、総会において承認を行う。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠員の時はその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長は、必要に応じ（欠員等）任期に関わらず、理事会で推薦し、総会において承認を行う。

(理事)

第9条 理事は、総会において選出し、なお必要と認める場合には更に理事会の推薦により委嘱することができる。

- 2 理事は、理事会を構成し、会務を掌握する。

(会計)

第10条 会計は、事務局員が構成し、会長がこれを掌握する。

(監事)

第11条 監事は、総会の推薦により会長がこれを委嘱する。

- 2 監事は、会計を監査する。

(名誉顧問・顧問)

第12条 名誉顧問及び顧問は、総会の推薦により会長がこれを委嘱する。

- 2 名誉顧問及び顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

(一般社団法人成田市スポーツ協会理事)

第13条 一般社団法人成田市スポーツ協会正会員は、総会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(柔道教室)

第14条 柔道教室の代表・コーチは、総会の推薦により会長がこれを委嘱する。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第 16 条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は、特別な事情がある場合は、その任期中であっても理事会の議決により解任することができる。

第 5 章 会 議

(会議)

第 17 条 本会の会議は、総会・理事会とする。

第 18 条 総会は、会長が招集し、原則として事業年度終了後に通常総会、その他必要に応じて臨時総会を開き、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業報告及び計画
- (3) 役員の選任
- (4) その他重要となる事項

(会議の成立)

第 19 条 総会は、会員総数の 3 分の 2 以上の出席をもって成立とする。但し、欠席者で特別な連絡なき場合は、出席者に委任したものとする。

(議決)

第 20 条 議案については、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって承認される。

(理事会)

第 21 条 理事会は、会務の執行に必要な事項を審議し、会長に報告する。

第 6 章 財源及び会計

(財源)

第 22 条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 市補助金

(会費)

第 23 条 会費は、正会員のみ 1 人三千円の年会費とし、総会時期に納入する。

(援助規定)

第 24 条 本会は、会員及び第 4 条による柔道教室並びに各大会への援助金を交付する。援助する大会及びその額については理事会で審議する。

(慶弔規定)

第 25 条 本会は、以下のとおり会員に慶弔金を交付する。

- (1) 会員の結婚 一万円

- (2) 会員の死亡 一万円
- (3) 1 親等親族の死亡 五千円
- (4) その他理事会において審議する。

(予算及び決算)

- 第 26 条 本会の予算は、総会の承認を経て定め、決算は会計年度終了後、監事の監査を経て総会に報告し、その承認を経なければならない。
- 第 27 条 本会の収支予算及び収支決算は、会長が編成し総会の承認を経て一般社団法人成田市スポーツ協会へ届出しなければならない。
- 第 28 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 7 章 会 則

(会則の変更)

- 第 29 条 本会則は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を経なければ変更することができない。
- (委任)
- 第 30 条 会則の執行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

附則

- 本会則は、平成 15 年 11 月 3 日から施行する。
- 本会則は、平成 16 年 11 月 3 日から施行する。
- 本会則は、平成 24 年 11 月 3 日から施行する。
- 本会則は、平成 30 年 11 月 3 日から施行する。
- 本会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 本会則は、令和 6 年 4 月 20 日から施行する。